

建設工事競争入札心得

(総則)

第1条 望郷の家等施設整備工事の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 削除

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとするものは、その封筒に「〇〇工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの。
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) 予定価格を超えた入札
- (13) 工事費内訳書の提出がない場合
- (14) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所には出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 再度入札は行わない。ただし、工事の執行上、やむを得ないとみとめられるときは、通算2回までとする。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、発注者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき最低の価格で落札した者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金の返還)

第12条 削除

(入札保証金等の帰属)

第14条 削除

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、発注者を被保険者とする履行保証保険証券を提出するとき又は保険会社の発注者を債権者とする履行保証保険加入を証する書面を提出ときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から完成予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から完成予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保の質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、発注者の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から完成予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(工事完成保証人)

第17条 削除

(入札の取りやめ等)

第18条 発注者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名されたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であっても、その旨を文書または口頭により担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であっても、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱を行うことはありません。